

●編集後記

令和最初の政策要綱をお届けします

●特集「民事司法改革」にご注目を

司法改革の「残された宿題」とされていた民事司法改革ですが、2018（平成30）年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針2018）において、「民事司法改革を政府を挙げて推進する」ことが盛り込まれ、これに基づき、2019（平成31）年4月に「民事司法改革推進に関する関係府省庁連絡会議」（連絡会議）が設置され、IT化、国際仲裁、知財が喫緊の課題として例示されて、2020（令和2）年3月までのとりまとめに向け議論が進められています。法友会においても、2019（令和元）年7月5日の旅行総会において、「利用しやすく期待に応える民事司法を実現するための改革に取り組んでいくことの宣言」が決議されました。

そのようななかで編集された本書の「特集」では、民事司法改革の最先端の議論がフォローアップされているので、是非ご注目いただきたいと思います。一般民事事件を中心に扱っている立場としては、例示された論点だけでなく、「証拠収集手段の拡充」、「損害賠償制度の改革」、「執行制度の改革」について少しでも前進させて欲しいと願っています。

なお、本政策要綱のタイトル「市民が利用しやすい司法～法の実現における私人の役割を高めるために」は、鈴木善和幹事長の発案によるものです。今次の民事司法改革の目標を格調高く表現しており、「さすが幹事長！」といったところです。

●ダイバーシティの視点を意識

そのほか、本年度工夫した部分といえば、ここ数年進められている若手執筆者へのシフト、特に刑事分野での項目及び執筆者の刷新などが挙げられます。さらに、ダイバーシティ委員会からの意見書を各執筆者に参照していただき、原稿執筆に際しダイバーシティの視点を意識してもらおうようお願いしました。意を汲み取っていただいた執筆者には感謝するとともに、この取り組みは継続していく必要があると思いますので、次年度以降にもしっかり引き継いでいく所存です。

また、東弁財政問題については、最前線で検討に携わっておられる矢吹公敏先生に現在の議論状況を書き下ろしていただきました。是非全ての東弁会員に読んでいただきたいと思います。

●政策合宿って、いいもんですね

昨年5年ぶりに復活した政策合宿ですが、本年度も、10月26日（土）、27日（日）の1泊2日で挙行之、「司法アクセスの改善」、「IT化」、「ODR」、「刑事司法」、「死刑廃止」、「憲法改正」、「AIと憲法」、「東弁財務」、「震災対応」について議論しました。古くからある論点もあれば、新たに注目されている論点もありますが、ひとこと言いたい人たちがばかり集まっているので、活発かつ面白い議論になったと思います。土曜日の夜は、酩酊しながら「伊井和彦vs米田龍玄」（ゴジラvsメカゴジラではない）の論争を目の当たりにし、日曜日の昼は三浦海岸の和食屋で日本酒の一升瓶を空けまくるなど、普段できない貴重な経験を積むことができました。「いやー、政策合宿って、ほんっといいもんですね」って、若い人は知らないか。

●他会派も頑張っている！

本年は、期成会60周年、二一会100周年の記念イベントが催され、いずれにも出席してきました。「政策の法友会」といいますが、他会派においても、弁護士自治、憲法問題など弁護士・弁護士会の活動の根幹に関わる問題について、熱心に議論がなされていました。法友会だけが頑張ってるわけではないんですね。法友会が政策集団としてさらに評価されるためには、やはり政策委員会の活動の充実と、それを踏まえた政策要

綱の充実が欠かせないと思います。他会派の活動に刺激を受けることも絶対に必要で、これまで以上に、他会派とのコラボなども企画してはいかがでしょうか。

●高田さん、堀岡さん、ありがとう！

最後になりますが、本政策要綱の完成にこぎ着けることができたのも、松田純一政策委員長をはじめ、政策要綱担当の高田正雄副幹事長、堀岡雄一事務次長、そして政策委員会や政策合宿を裏方として支えていただいた執行部の先生方のお陰です。ここに改めて感謝申し上げます。

高田さん、堀岡さん、ほんとお疲れ様。こんど美味しいもの食べに行こうね！

2019(令和元)年12月

東京弁護士会 法友会
政策委員会 政策要綱策定部会 部会長 生田 康介